



2025年5月22日

インターネット関連を中心とする この1年における法律関係の動向 (2025年5月21日現在・再訂版)

弁護士・国立情報学研究所 客員教授

岡村 久道

新たに国会に提出されたインターネット関連立法

－未成立（本資料作成段階）の法案を含む

主な関連法律の制定・改正一覧（2025年度） －未成立（本資料作成段階）の法案を含む

法令（成立日順）	成立日	公布日
電波法及び放送法（改正）	2025年4月18日	2025年4月25日
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律（改正）	2025年4月25日	同年 月 日
サイバー対処能力強化法及び同整備法	2025年5月16日	
情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律	同上	
医療法等の一部を改正する法律（改正）	同上	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律	同上	
人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案	参議院で審議中	
資金決済法（改正）案	参議院で審議中	
民事裁判情報の活用の促進に関する法律案	参議院で審議中	
電気通信事業法及びNTT法（改正）案	参議院で審議中	

電波法及び放送法（改正）

- 電波の有効利用を促進し、情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、次の措置を講ずるもの。
 1. 特定高周波数無線局（6GHzを超える周波数を使用する相当数の無線局を一定以上の広がりを持った区域において一体的に運用するために開設される無線局）を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設
 2. 無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化
 3. 電波利用料制度の見直し等
電波が逼迫している現状や令和6年能登半島地震での課題等に対応するため、
 - ①携帯電話基地局等の強靱化のための補助金の交付、
 - ②特定周波数変更対策業務（総務大臣が行う周波数割当計画等の変更に伴って周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更の工事費用について、電波利用料を財源として給付金の支給等を行う業務）の対象に周波数を共同利用する場合を加えるとともに、無線設備の代替有線設備（放送の中継局などの無線設備の機能を有線通信により代替する設備）への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とするための使途の見直しを行う。
 4. 地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（例：ケーブルテレビや配信サービス）を講ずる努力義務を課す

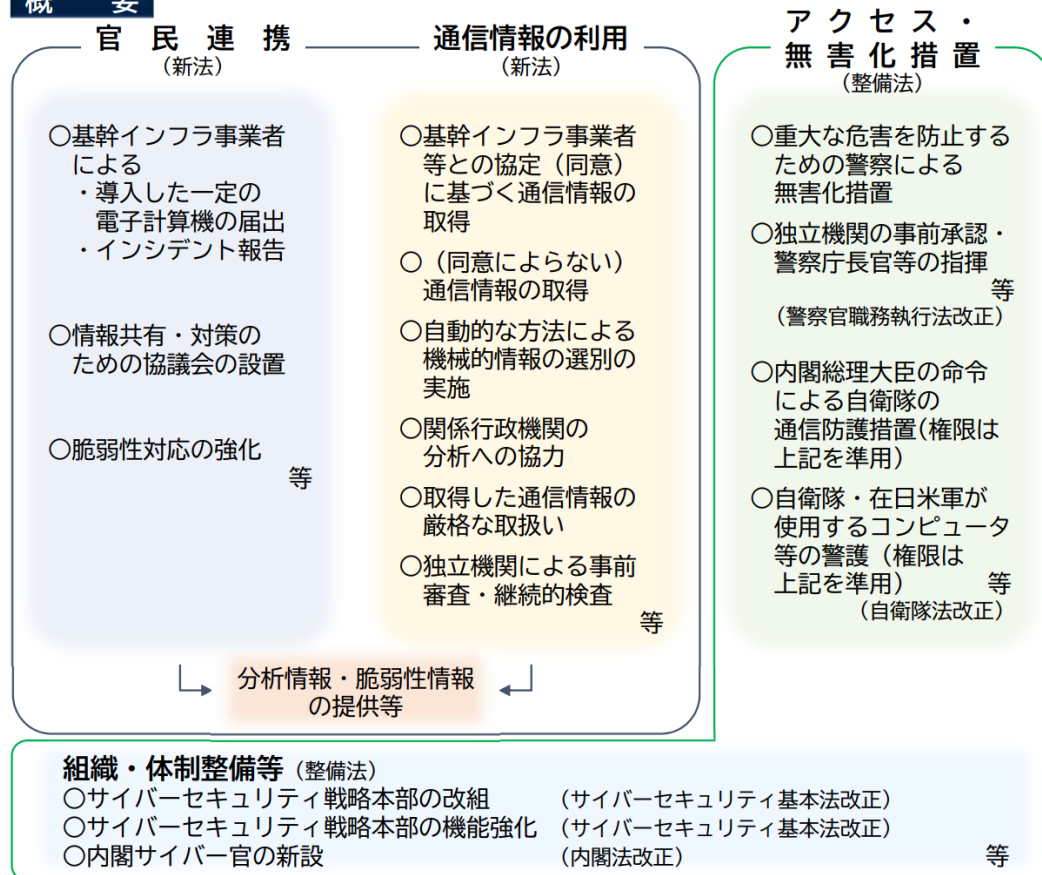
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律 (改正)

- 情報処理の促進に関する法律の一部改正
 - 指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組について、その実施に必要な資金の出資や施設・設備の現物出資、必要な資金の借入れに関する債務の保証等の支援措置を講じる。また、これらの支援措置の対象となる者は、公募により選定し、これらの支援措置に関する業務は、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が行う。
 - IPAの業務に、情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備の導入を行うために必要な資金に関する債務を保証することを追加。
 - IPAの業務に、情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ることを追加等。
- 特別会計に関する法律の一部改正
 - それに伴うエネルギー対策特別会計、エネルギー需給勘定及び一般会計の改正。

趣 旨

- 国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標を掲げ、①**官民連携の強化**、②**通信情報の利用**、③**攻撃者のサーバ等への侵入・無害化**、④**内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の発展的改組・サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置**等の実現に向け検討を進めるとされた。
- 国家安全保障戦略に掲げられたこれら新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議を開催（令和6年6月7日～11月29日）、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」を取りまとめ。
- これらを踏まえ、「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」（新法）及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（整備法）として必要な法制度を整備。

概 要



サイバー 対処能力強化 法案及び 同整備法案

詳細はこちらを参照

サイバー対処能力強化法案※1 及び同整備法案※2について

※1 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

※2 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律案

令和7年3月
内閣官房
サイバー安全保障体制整備準備室

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律 1－刑事訴訟法の改正

1. 刑事訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備
①弁護人による電磁的記録である訴訟に関する書類等の閲覧・謄写等、②公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって作成し、ファイルに記録しなければならないものとする事、③電子情報処理組織を使用する方法等による申立て等を可能にすること、④電磁的記録による供述調書の作成を可能にすること、⑤電磁的方法による告訴・告発を可能にすること、⑥電磁的記録である証拠の開示方法、公判廷における電磁的記録の取調べ等の方法
2. 電磁的記録による令状に関する規定の整備
①電磁的記録による令状、②令状の様式、③令状を執行する際に表示を示すことを定める。
3. 電磁的記録を提供させる強制処分に関する規定の整備
①裁判所による電磁的記録提供命令、②その命令拒絶事由、③移転させた電磁的記録の原状回復、④捜査機関による電磁的記録提供命令、⑤不服申立て、⑥罰則、⑦記録命令付差押えの廃止
4. 映像と音声の送受信による勾留質問・弁解録取の手續に関する規定の整備
5. 映像と音声の送受信による裁判所の手續への出頭・出席に関する規定の整備
6. 映像と音声の送受信による証人尋問の実施に関する規定の整備

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律 2 – 刑法の一部改正

1. 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の整備
 - ①公電磁的記録文書等偽造等の罪
 - ②虚偽公電磁的記録文書等作成等の罪
 - ③電磁的記録免状等不実記録の罪
 - ④偽造公電磁的記録文書等行使等の罪
 - ⑤私電磁的記録文書等偽造等の罪
 - ⑥虚偽電磁的記録診断書等作成の罪
 - ⑦偽造私電磁的記録文書等行使の罪
2. 電子計算機損壊等公務執行妨害の罪の創設

※ 他にも、検察審査会法、少年法、刑事訴訟法施行法が一部改正

以上の刑事訴訟法等の改正を簡潔にまとめると

- 令状請求手続がオンラインでも可能化
 - 令状執行時にはタブレット等で対象者に示す
- 捜査機関の電気通信事業者に対する「電磁的記録提出命令」も新設
 - 従来方式の電子データ媒体差押方式に代えて、オンラインで提出させる
 - 命令違反に罰則、1年間の秘密保持命令
- 証拠書類も電子化され、オンラインで閲覧・コピーが可能
 - 証拠の改竄・偽造対策のため刑法に処罰規定を新設
- 出廷が困難な証人・被告人への尋問も「ビデオリンク方式」が可能
- ついでに、なりすまし詐欺に対処するための処罰規定も刑法に新設
- 宿題となってきた「弁護士オンライン接見交通権」については、衆議院の附則で推進を謳う

改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ① 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
 - ・病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
 - ・地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
 - ・医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。
- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策【医療法、健康保険法、総確法等】

- ① 都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができることとする。
保険者からの拠出による当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける。
- ② 外来医師過多区域の無床診療所への対応を強化（新規開設の事前届出制、要請勧告公表、保険医療機関の指定期間の短縮等）する。
- ③ 保険医療機関の管理者について、保険医として一定年数の従事経験を持つ者であること等を要件とし、責務を課すこととする。

3. 医療DXの推進【総確法、社会保険診療報酬支払基金法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等】

- ① 必要な電子カルテ情報の医療機関での共有等や、感染症発生届の電子カルテ情報共有サービス経由の提出を可能とする。
- ② 医療情報の二次利用の推進のため、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの仮名化情報の利用・提供を可能とする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運営に係る母体として名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行う。
また、厚生労働大臣は、医療DXを推進するための「医療情報化推進方針」を策定する。その他公費負担医療等に係る規定を整備する。

このほか、平成26年改正法において設けた医療法第30条の15について、表現の適正化を行う。

施行期日

令和9年4月1日（ただし、一部の規定は令和8年4月1日（1②並びに2①の一部、②及び③）、令和8年10月1日（1①の一部）、公布後1年以内に政令で定める日（3①の一部）、公布後1年6月以内に政令で定める日（3③の一部）、公布後2年以内に政令で定める日（1③及び3③の一部）、公布後3年以内に政令で定める日（2①の一部並びに3①の一部及び3②）等）

1 現状

- 医事法制上、オンライン診療は解釈運用によって、機動的・柔軟にその実施が図られてきた。
- 法制上の位置づけを明確化し、適切なオンライン診療を更に推進していくため、現行制度の運用を活かす形で、医療法にオンライン診療の総体的な規定を設ける。

2 改正の内容

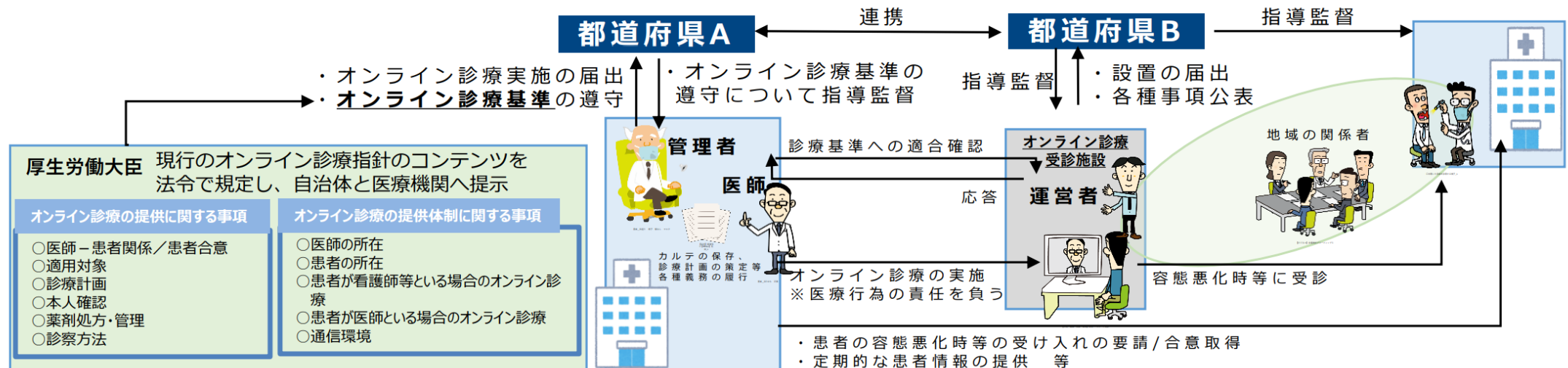
オンライン診療を行う医療機関

- 医療法にオンライン診療を定義づけ、オンライン診療を行う医療機関はその旨を届け出る（都道府県Aへの届出）。
- 厚生労働大臣は、オンライン診療の適切な実施に関する基準（オンライン診療基準）を定め、オンライン診療は同基準に従って行うこととする。
- オンライン診療を行う医療機関の管理者は、オンライン診療基準を遵守するための措置を講じることとする。

オンライン診療受診施設

- 患者がオンライン診療を受ける専用の施設として、医療法に「オンライン診療受診施設」を創設する。
（定義）施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設
- オンライン診療受診施設の設置者は、設置後10日以内に届け出る（都道府県Bへの届出）。
- オンライン診療を行う医療機関の管理者が、オンライン診療受診施設の設置者に対して、オンライン診療基準への適合性を確認することとする。
- オンライン診療受診施設の広告・公表事項等は省令で定めることとする。

（※） オンライン診療を行う医療機関の管理者は、容態急変の事態に備え、患者の所在地近隣の医療機関と受け入れの合意等を取得し、その過程で、地域医療に与える影響やその可能性について、地域の関係者と連携して把握することとする。



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律

- デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき各制度所管省庁に対して行ったマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査の結果等を踏まえて、マイナンバー利用可能事務を拡大するための改正を行う。
- マイナンバーの利用や情報連携を行うことにより、申請時の添付書類の省略を可能とするなど、行政事務の効率化や国民の利便性の向上を図る。
- マイナンバー利用可能事務の拡大
 - マイナンバーの利用が可能な国家資格等の事務を拡大する（司法書士、公認会計士、獣医師、電気工事士等 44資格に関する事務）。
 - その他マイナンバーの利用が可能な事務を拡大する（12事務）。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、各制度所管省庁に対してマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査を行い、この結果等を踏まえて、マイナンバー利用可能事務を拡大するための改正を行う。

マイナンバーの利用や情報連携を行うことにより、行政事務の効率化や国民の利便性の向上（例：申請時の添付書類の省略等）を図る。

1. 国家資格等に関する事務について【マイナンバー法別表】

マイナンバーの利用が可能な国家資格等の事務を拡大する（司法書士、公認会計士、獣医師、電気工事士等 44資格に関する事務）。

（参考）令和3年改正で医師など34資格、令和5年改正で理容師・美容師など48資格の合計82資格に関する事務において、現在、マイナンバーの利用が可能。

2. 国家資格等に関する事務以外の事務について【マイナンバー法別表】

その他マイナンバーの利用が可能な事務を拡大する（12事務）。

（参考）税、社会保障の手続など115事務において、現在、マイナンバーの利用が可能。

※ 上記の事務に関して、本人のマイナンバー等を確認できるよう、住民基本台帳法を改正し、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワークシステム）から本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー等）の提供を受けること等を可能とする。【住民基本台帳法別表第1から別表第5まで】

デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）

2023年6月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」によって、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとなっている。2024年夏までに各制度所管省庁に対してそれぞれの事務においてマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査を行い、その結果を踏まえ、2025年通常国会への法案提出を目指すなど、マイナンバー制度の推進を図る。

法案の概要

目的	国民生活の向上、国民経済の発展
基本理念	経済社会及び 安全保障上重要 ➡ 研究開発力の保持、 国際競争力 の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用 のため 透明性の確保等 国際協力において主導的役割
AI戦略本部	本部長：内閣総理大臣 構成員：全閣僚 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
AI基本計画	研究開発・活用の推進のために政府が実施すべき施策の基本的な方針等
基本的施策	研究開発の推進、施設等の整備・共用の促進 人材確保 教育振興 国際的な規範策定への参画 適正性のための 国際規範に即した指針 の整備 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査 事業者・国民への指導・助言・情報提供
責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務 関係者間の連携強化 事業者は国等の施策に協力しなければならない
附則	見直し規定 （必要な場合は所要の措置）

世界のモデルとなる
制度を構築

国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。
最もAIを開発・活用しやすい国へ。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）

- 成立した日本のAI法は、EUのようなリスクアプローチによる規制中心のものでも、米国のような自由放任の姿勢でもない。
- 基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、「人工知能戦略本部」を設置することにより、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るというもの。
- 具体的な施策の内容は、今後、検討・策定される「人工知能基本計画」に委ねられる。

←出典・内閣府「国会提出法案」

金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す。

暗号資産・電子決済手段関連

暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

- 暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、資産の国内保有命令を発出できるようにする。

信託型ステーブルコイン(特定信託受益権)の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

- 現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求めている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえ、発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める。

暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買・交換を行いたい利用者を引き合わせる行為(媒介)のみを行う仲介業(登録制)を創設する。
 - ・ 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。
 - ・ 利用者の資産を預からないため、財務規制は設けない。

※マネー・ローンダリング規制は暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。

資金移動業関連

国境を跨ぐ収納代行への規制の適用

- 自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用する。

(参考) 2024年12月、金融安定理事会(FSB)が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国際送金のリスクに対して整合的な規制・監督を求めている。

破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

- 資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について、既存の供託を経由する返還手続に加え、新たに利用者に直接返還する方法を認める。

民事裁判情報の活用促進に関する法律案

民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促すため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講ずるもの

基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

背景

- 令和6年4月に公布・施行された改正NTT法の附則において、令和7年常会を目途として、NTTに対する規制の見直しを含む法案を提出するとされたこと等を踏まえ、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)の確保、NTT東西の業務等について、時代に即した見直しを行う。

改正の概要

1. ユニバーサルサービスの確保

- ・ NTTの電話のあまねく提供義務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供義務※を設ける。

※義務の担い手は、指定事業者(申請により指定を受けて交付金を受ける者)がいる地域では指定事業者、指定事業者がいない地域ではNTT東西

あまねく提供義務 : 他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する義務
最終保障提供義務: 誰も提供していない地域でのみ、提供する義務

2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- ・ NTT東西の県域業務規制(本来業務を県内通信を扱う業務に限定)は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

3. 通信インフラの維持・確保

- ・ NTT東西の線路敷設基盤(電柱・管路等)の譲渡等を認可対象とする。
- ・ インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権(土地等の使用に係る権利)を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- ・ 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯(詐欺罪等)を追加する。
等

電気通信事業法及びNTT法改正案

- ・ ユニバーサルサービス (基礎的電気通信役務) 確保のため、固定電話サービスを他に提供する事業者がいない場合のみNTTに義務付ける仕組み (最終保障提供義務) に変更
 - ・ 人口減や設備の老朽化に伴うメタル回線維持費などの負担増対策
- ・ NTT東西の県域業務規制 (本来業務を県内通信を扱う業務に限定) は撤廃
- ・ NTT東西の線路敷設基盤 (電柱・管路等) の譲渡等を認可対象とする
- ・ インフラシェアリング事業者 (基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者) について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権 (土地等の使用に係る権利) を付与
- ・ 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯 (詐欺罪等) を追加
- ・ 政府によるNTT株の保有義務や外資規制は維持。

ネット選挙運動に関する動向

はじめに

- 2024年は、我が国でインターネット等（その意味は後述）を利用した選挙運動（ネット選挙運動）が脚光を浴びた年。
 1. 衆議院東京15区補欠選挙（4月開票）で少数政党が他陣営への妨害活動を展開して、その様子を自ら動画投稿サイトで配信し、公職選挙法の選挙妨害罪で逮捕、起訴
 2. 東京都知事選（7月開票）では、有権者のうち若年層に対するSNS拡散戦略の効果が話題に
 3. 衆議院総選挙（10月開票）では、SNSを活用した有力少数政党が大幅に議席数を伸ばした
 4. 兵庫県知事選（11月開票）では、NHKの出口調査で、投票する際に何を最も参考にしたかについて、「SNSや動画サイト」が30%で、伝統的なマスメディアの代表格「新聞」と「テレビ」のそれぞれ24%を上回った

公職選挙法（公選法）とネット選挙運動

- 公選法と公職選挙の選挙運動

- 公選法は、いわば「カネのかからない公正・平等な選挙」を目的に、さまざまな規制を加えており、規制の実効性を確保するため、違反行為を処罰の対象とするほか、違反者の公民権（選挙権・被選挙権）が停止されることが多い。
- 有権者の票をカネで買おうとした者は買収罪の対象（221条1項）、総括主宰者などが買収罪を犯したときは、候補者それ自体にも当選無効・立候補制限といった連座制が適用されることもある（251条の2、251条の3）。
- 買収に応じたり、買収を促したりした者も被買収罪（221条1項）の対象。
- 暴行その他による選挙妨害も罰則（選挙妨害罪）の対象（225条）。
- 選挙運動期間は選挙の公示・告示日から投票日の前日までの期間に制限（129条）。

2013年改正によるネット選挙運動の“解禁”

- 主として何が問題となっていたのは、選挙運動用文書図画の頒布に関する枚数制限（量的制限）（142条）。
 - ネット選挙運動も選挙運動用文書図画の頒布に当たるものと考えられていたが、とりわけウェブサイト等の場合、その性格上、閲覧回数が無制限となるので、こうした量的制限に違反する疑いがあった。
- 議員立法による改正で2013年に“解禁”が実現
 - ネットを使えば比較的低コストで簡易迅速に詳しい公約内容を随時発信することが可能となる。有権者としても、好きな時間に、どこからでも、じっくりと閲覧・聴取ができるので、政策本位の選挙運動にふさわしい。主に手話通訳に頼ってきた政見放送と比べて、聴覚障害者への候補者情報の提供が容易になる。視覚障害者も、ネットであれば演説内容を聴くことができ、移動の不自由も補うことができる。

2013年改正による “解禁”の概要

- 公選法が規制する従来の基本的枠組み自体は従来の選挙公選法が維持しつつ、頒布等の量的制限との関係でネット選挙運動を“解禁”に必要な特則を付加。
- 「力ネのからかない公正・平等な選挙」の確保と広告（その潜在的な広告を含む）は禁止されたが、改正前（有料バナー広告を利用することは認められた（142条の6））。選挙期日後のインターネットを利用した挨拶行為も“解禁”されたが（175条）、挨拶用の有料インターネット広告は禁止されている（152条）。
- 併せて誹謗中傷・なりすましなど不正行為対策。
- この改正を受けて「インターネット選挙運動等に関する各党協議会」は、改正内容を整理した「改正公選法（インターネット選挙運動解禁）ガイドライン」を2013年4月に公表（右の表はその一部）。

できること／できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（フェイスブック、ツイッター等）※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※2	△※2	△※2
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※3	△※3	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動※4		○※5	○※5	○※5
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○※6	○※6	○※6
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む。

※2 著作権隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可。

※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

※4 「落選運動」については、問18の脚注参照。

※5 現行どおり、規制されない。ただし、新たに表示義務が課される。

※6 現行どおり、規制されない。

ネット選挙運動の現在

- 2024年の公職選挙では、SNSを中心にネット選挙運動が著しい効果をあげた
- 他方、“解禁”時点で想定されていなかった“影”の側面が問題視
- 衆院東京15区補欠選
 - 他陣営の選挙カーを追い回すなどして、その様子を動画投稿サイトで配信していた政治団体関係者らが選挙妨害罪で起訴。検察官は冒頭陳述で、撮影した動画が注目を浴びて収益が上がることも目的としていた旨を主張。
- 兵庫県知事選
 - 有力候補に関し、フェイク投稿が拡散される一方、不特定多数の者がSNS管理者に対し虚偽通報を一斉に行ったため、この有力候補のSNSアカウントを凍結されたとして、偽計業務妨害罪の容疑で、この有力候補が刑事告訴。
 - この選挙で再選を果たした知事についても、この知事をパワハラで内部告発した元県民局長のデータが選挙期間中にSNSで拡散され、投票行動への影響が懸念。
 - 開票後も、この知事がPR会社に対し自らの陣営のSNS運用に関し選挙運動の対価として報酬を支払った疑いがあるとして、公選法の買収罪・被買収罪の容疑で大学教授らが刑事告発。
 - 他に「2馬力選挙」も問題に（鳥取県が島根県と連携して、公選法に基づく出馬時の提出書類「宣誓書」で対処しようとしている）。

ネット選挙運動の将来

- 今後もネット選挙運動は拡大の一途を辿ることが時代の流れ
- しかし「影」の側面についての解決も喫緊の課題
 - ようやく「品位損なう選挙ポスター禁止」の公選法改正が本年3月に成立した程度で、この改正でネット選挙運動については対象外（附則で2馬力選挙への対処を謳う）
 - 「ネットリテラシー」に頼ることは、プラットフォームのアルゴリズムによるターゲティング配信等のため、マジックワードにすぎないのでは？←フィルターバブル
 - 皮肉なことに、「カネのかからない公正・平等な選挙」を目指してきたはずであるにもかかわらず、SNS等が、報酬稼ぎのためのカネ儲けの手段として、アクセス数を増やすための扇情的コンテンツ促進になってないか。
 - 海外では、米大統領選や英国EU離脱国民投票の際に、民主主義社会において有権者の判断の基礎となる「自由な情報の流通」を逆手にとって、SNS上でボットなどを悪用した外国政府による世論操作が行われたのではないかという疑惑案件も存在
 - ファクトチェックのための外部有識者運営機関にも限界があり、プラットフォームもファクトチェックに消極姿勢という流れ
 - 今後はAIによるフェイク情報拡大のおそれ

ご清聴ありがとうございました